



# 滝小だより

滝頭小学校学校だより 2020th

令和2年7月28日

## 夏季特別号

横浜市立滝頭小学校

校長 鶴飼 数夫

手をつなごう 笑顔いっぱい 大好き滝小

Hand in hands, Shining Smiles, We ♥ TKG



〒235-0011 横浜市磯子区丸山 2-25-1 TEL 045-751-0344、0345 Fax 045-761-9392

URL: <http://www.edu.city.yokohama.lg.jp/school/es/takigashira/>

滝頭小 検索

## 学校運営協議会の設置について

校長 鶴飼 数夫

スタートから何もかも異例尽くしの今年度。保護者の皆様には、大変なご負担をおかけしておりますが、例年にも況して本校の教育活動にご理解・ご協力いただき心より感謝申し上げます。

臨時休校中の5月28日（木）に、PTA総会とともに開催予定であった学校説明会については、学校再開になりましたが、感染拡大防止のため集合型では行わず、書面の配信をもって代えさせていただきます。配信資料がまとまりましたので、学校ホームページをご覧ください。PTA総会資料とともに掲載しております。

その中で、本年度からの新しい制度・しくみとして採り入れた「学校運営協議会」の設置につきまして、以下、本号において特化して説明させていただきます。

### ■学校運営協議会とは？

学校運営協議会は、地域・保護者の皆さんと学校が目標を共有し、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する合議制の機関です。この仕組みを持つ学校を「コミュニティ・スクール」と言います。（※滝頭コミュニティハウスとは全く違うものです。）横浜市立学校の3分の2程度の学校に既に設置されています。横浜市教育委員会では、2022年までに、全校での設置を目指しています。

### ■これまでの「まち懇」とのちがいは？

学校運営協議会は、法律に基づく組織で、学校と地域や保護者の皆さんが対等な立場で協議し、一定の責任と権限をもって学校運営に参画します。学校から様々な情報の提供を受け、目標を共有して熟議をし、学校関係者評価などを通して学校長が示すビジョンや方針に意見を反映させます。

### ■法的根拠は？

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の6の規定に基づき、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（H29.06.05改正）に定められています。

### ■法律に基づく学校運営協議会の役割（権限）とは？

- ①学校運営の基本方針を承認すること
- ②学校運営について教育委員会や校長に意見を述べること
- ③教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べること

### ■学校地域協働本部とは、どういうものですか？

「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働しながら様々な活動を行う組織で、以下の機能をもって「学校・地域コーディネーター」を中心に推進していきます。


- ① コーディネート機能：より幅広い地域の皆さんや団体等と学校との連絡調整や人材発掘を行い、緩やかなネットワークを形成します。
- ② 多様な活動：地域の皆さん等に加え、NPO、民間企業などにも学校の教育活動に参画してもらいます。
- ③ 継続的な活動：継続的に地域の皆さんが参画し、安定して活動を進めていきます

### ■滝頭小では？

平成25年度より設置されていて既に活動実績のある学校地域協働本部（PTCA）の役員が今回新設した学校運営協議会の事務局を兼任するなどして組織の一元化を図り、相互に監査機能をもたせつつ学校運営への効率の良い参画を目指しています。（組織図・役員名簿参照）

■学校運営協議会委員名簿は、紙版のみの配信といたします。

■詳しい参考資料は、以下をご参照ください。

横浜市 学校・地域連携推進  

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/chiikirenkei/gakkoushien.html>

【問合せ先】

横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課

TEL:045-671-3278 FAX:045-681-1414